

本件は、環境省と同時発表です

環境技術実証モデル事業「VOC 処理技術分野」 の実証対象技術の公募について

東京都は、中小事業所にも導入可能で小型かつ低コストな揮発性有機化合物（VOC*）の処理装置の普及を図るため、環境技術実証モデル事業**として、VOC 処理技術の性能等について実証試験を行います。ついては、実証対象技術の公募を行いますので、お知らせします。

1 募集について

既に商業的に利用可能な段階にある VOC 処理技術のうち、東京都による実証試験を希望するものについて、平成 18 年 11 月 15 日（水）まで受付を行います。詳細は、募集要項（別紙）をご覧ください。

2 今後の予定について

応募のあった技術については、東京都が設置する技術実証委員会の意見を踏まえて、東京都が実証対象技術の選定を行います。

その後、選定された実証対象技術について、東京都が実証試験を行い、最終的な実証試験の結果は、東京都及び環境省のホームページで公表します。

* VOC について

VOC（Volatile Organic Compounds）とは、常温で大気中に揮発しやすい有機化合物の総称です。VOC は、その化学的特性から、様々な工業用途に使用されていますが、浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの原因物質であることから、排出削減が求められています。

** 環境技術実証モデル事業について

この事業は、既に適用可能な段階にありながら、客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が実証する事業をモデル的に実施することにより、環境技術の普及を促進し、環境保全と産業の発展を促進するなどを目的として、環境省が実施している事業です。

【問い合わせ先】

環境改善部有害化学物質対策課企画係
直通電話 03 - 5388 - 3503(直通)
東京都環境科学研究所 調査研究部
代表電話 03 - 3699 - 1331(代表)

平成 18 年 10 月 26 日
環 境 局

**平成 18 年度環境技術実証モデル事業「VOC 処理技術分野」
実証対象技術の募集について**

東京都は、環境技術実証モデル事業（VOC 処理技術分野）における実証機関として環境省に選定されました。ついては、実証試験の対象となる技術を下記のとおり募集します。

記

1 募集の概要

(1) 実証対象技術

本事業の対象となる VOC 処理技術とは、中小事業所である塗装、印刷、工業用洗浄、クリーニング工場等から排出される VOC を適正に処理する技術（装置、プラント等）を指します。VOC 処理技術には、大きく分けて、分解方式（燃焼、触媒分解など）と回収方式（吸着、冷却凝縮など）の 2 種類がありますが、その組合せ方式も含まれます。

ここでいう処理には、全量に近い処理ばかりではなく、部分的な処理も含まれます。

(2) 実証試験の内容及び方法

次の要領を参照してください。

中小事業所向け VOC 処理技術実証試験要領（環境省 H P）

【http://etv-j.eic.or.jp/pdf/03/10_1.pdf】

技術実証に係る申請及び実施に関する要領（東京都 H P）

【<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/chem/etv/index.htm>】

(3) 実証試験にかかる費用負担

実証対象機器の設置及び撤去、実証対象機器の運転等に要する費用を除き、原則、東京都が負担します。

(4) 実証試験場所

実証申請者の提案を受け、既に稼働している実証対象機器が設置されている場所、または実証試験のために新たに実証対象機器を設置される場所等の中から、東京都が決定します。

(5) 申請方法

申請書

20 部（正本 1 部、写し 19 部）提出願います。

様式は、下記の H P からダウンロードしてください。

【<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/chem/etv/index.htm>】

申請先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号（都庁第二本庁舎 8 階北）

東京都環境局環境改善部有害化学物質対策課 企画係

申請の締め切り

平成 18 年 11 月 15 日（水）必着

2 スケジュール

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実証対象技術の募集	■					
実証対象技術の選定		▼				
実証試験計画の策定		■				
実証試験の実施			■			
実証試験結果報告書の作成					■	
環境省への報告・公開						■

3 その他

実証対象技術の選定については、申請された内容に基づいて都が設置する技術実証委員会の意見を踏まえ総合的に判断するので、応募された技術について実証試験を行えない場合があります。

実証試験の結果はすべて、実証試験結果報告書として、東京都及び環境省のホームページで公表します。

特許等の関係で公開を希望されない情報等については、別途協議いたします。

本事業は、実証対象技術の性能を客観的に試験し、その結果を公表するものであり、その技術について、東京都が認証や認定を与えるものではありません。

[参考] 環境技術実証モデル事業について

この事業は、既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証する事業をモデル的に実施することにより、環境技術実証の手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展を促進することを目的として平成15年度に環境省が始めた事業です。

なお、環境技術実証モデル事業全般については環境省の以下のホームページに詳しく紹介されていますので参考にしてください。

【環境技術実証モデル事業ホームページ <http://etv-j.eic.or.jp/>】

問い合わせ先

東京都環境局環境改善部有害化学物質対策課 庄司、富田

TEL：03-5388-3503（直通）

FAX：03-5388-1376

東京都環境科学研究所 調査研究部 飯村、辰市

TEL：03-3699-1331（代表）

FAX：03-3699-1345